

令和5年度地方税制改正（案）の概要

1 少額投資非課税制度（NISA）の抜本的拡充・恒久化

配当所得及び譲渡所得等の少額投資非課税制度（NISA）の拡充・恒久化の制度の創設により年間投資上限額及び生涯非課税限度額をそれぞれ引き上げる。（年間投資上限額：最大360万円、生涯非課税限度額1,800万円）また、非課税保有期間の無期限化及び口座開設期間を恒久化する。

2 環境性能割の税率区分及び種別割のグリーン化特例の見直し

- (1) 新型コロナウイルス等の影響による半導体不足等の状況を踏まえ、環境性能割（軽自動車税）の現行の税率を令和5年12月末まで据え置く。
また、電気自動車の普及促進を図る観点から各税率区分における燃費基準達成度を段階的に引き上げる。
- (2) 環境性能割と併せて環境性能の良い車両の普及を後押しする観点から電気自動車等を取得した場合における種別割（軽自動車税）のグリーン化特例の適用期限を3年間延長する。

3 固定資産税の負担軽減措置の創設等

- (1) 中小企業等の生産性向上や賃上げ促進に資する一定の機械や装置等の導入に係る償却資産の固定資産税額を3年間1/2とする。
- (2) 長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行ったマンション等について工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税額を1/3を参酌し、1/6以上1/2以内の範囲で条例の定める割合を減額する。
- (3) バス事業者がEVバスを導入する場合における変電・充電設備等の償却資産に係る固定資産税を5年間1/3とする。
- (4) 家屋評価に必要な図面等の収集に当たり、納税義務者に加え、家屋の施工業者等からも入手することができることについて法令上明確化する。

4 国民健康保険税の課税限度額及び減額対象となる所得基準の見直し

- (1) 国民健康保険税の課税限度額の見直し
国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円（現行：20万円）に引き上げる。
- (2) 国民健康保険税（均等割）の減額対象となる所得基準の見直し
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を29万円（現行：28万5千円）に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を53万5千円（現行：52万円）に引き上げる。